

浅羽学園 袋井市立笠原小学校いじめ防止基本方針

－はじめに－

この袋井市立笠原小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。（参照：文科省「いじめの防止等のための基本的な方針 H25.10月【改定 H29.3月】 静岡県教委：「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」 H26.3月【改定 H30.3月】）

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法の第2条では、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。

（2）いじめの基本的な考え方

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

（暴力を伴わないいじめ）

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられるなど
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（暴力を伴ういじめ）

- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには様々な表れがあることに留意するとともに、いじめであるかを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることを踏まえ、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

学校は、「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していく。

2 いじめの未然防止のための取組

- ①いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気づくりに努める。
- ②いじめの未然防止のために、子ども一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
 - （1）児童及び保護者へ、いじめ理解教育の推進
 - （2）分かる授業づくりの推進
 - （3）人権教育、道徳教育の推進
 - （4）児童会活動の充実
 - （5）社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実
 - （6）計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施
 - （7）保護者への啓発、関係機関との連携

※「居場所づくり」&「絆づくりと自己有用感」【規律・学力・自己有用感】

3 いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

学校の特定の職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法律に反する行為となる。いじめの問題に対しては、疑いの場合も含めて、速やかに学校いじめ対策組織として情報の共有、対策を行う。

(1) 日頃から適切な観察、対応を心掛ける

- ①児童と的確に関わり積極的に認知する
- ②情報を職員会議や各種部会などを活用して職員間で確実に共有する。必要に応じて生徒指導記録を作成し、経過を蓄積していく
- ③家庭や地域と連携・協力して、学校では認知できないいじめについても情報収集、早期発見に努める

(2) いじめ調査「生活を振り返ろう」の実施、考察（各学期実施）

(3) 教育相談体制の充実（必要に応じて実施する）

(4) 人間関係づくりプログラムの実施

(5) Q-U検査の実施（5月と11月）

4 いじめの早期対応のための取組

(1) いじめ防止対策委員会の招集

- ①いじめとして対応すべき事案か否かを判断
- ②各方面から情報を収集し、いじめの全体像を把握
- ③具体的な対応方針や、指導計画等の決定

(2) 解決に向けた支援と指導（カウンセリングマインドを生かす）

①いじめられた子どもへの支援

- ア 「最後まで絶対に守る」という意志を伝える
- イ 学校生活の具体的なプランを立てる
- ウ 心のケアや安全確保を教職員で分担する

②いじめた子どもへの支援・指導

- ア いじめに至った思いや感情を受け止める
- イ いかなる事情があってもいじめは許されないことを伝える
- ウ 自らの行為に向き合い、相手の心の痛みに気付くよう支援する
- エ 原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導をする。

③周囲の子ども（観衆・傍観者）への指導

- ア 面白がる、暗黙の了解を与える行為も許されないことを伝える
- イ 個人や集団に対し、再発を防ぐための具体的な手立てを指導する
- ウ 必要に応じて、学級、学校全体へと再発防止に向けた指導をする

④保護者への対応

- ア 事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する
- イ 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告するようにする

(3) 継続的な経過観察による追加支援

(4) 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

※いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・専門家等と連携して速やかに対応する

5 いじめ防止等のための校内組織

(1) 笠原小生徒指導・人権教育委員会（いじめ対策部会）

①目的

校内におけるいじめ等の情報交換、及び、いじめ防止に向けた取組に関する共通理解を図る。

②構成員

<校内> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、級外職員、養護教諭
<外部> 必要に応じて招聘する

③活動内容

- ・各学年の人間関係の現状の情報交換
- ・校内におけるいじめ等の情報交換
- ・いじめ防止に向けた取組の紹介
- ・人間関係づくりプログラムやソーシャルスキルトレーニングの学習会
- ・人権教育に関する研修

④開催時期

- ・4月、9月、12月

(2) 笠原小いじめ防止対策委員会

①目的

いじめ防止基本方針に基づく対応の検証及びいじめ（重大事態を含む）の具体的な対策を図る。

②構成員

<校内> 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、当該児童の学級担任
<外部> スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
スクールサポーター、子ども支援室 等

③活動内容

- ・いじめ防止基本方針の検証
- ・いじめの早期対応（ケース会議）

④開催時期

- ・日々の生徒指導記録をもとに、いじめか否か判断をつける事案を検討する必要がある場合、随時開催
- ・いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催

6 重大事態への対応

『いじめ防止対策推進法』

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(一) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき→「生命心身財産重大事態」

・心身重大被害

(自傷行為・骨折・脳震盪・心的外傷後ストレス障害・心因性身体反応 など)

・金品等重大被害

(二) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき→「不登校重大事態」

・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※重大事態の事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

第一項の規定により調査を行う場合においては、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について市教育委員会から必要な指導及び支援を仰ぐ。

学校がいじめ防止対策推進法の第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合や、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、速やかに市教委や関係機関へ報告するとともに、次のとおり対応する。

- (1) 重大事態の調査組織の設置
- (2) 情報収集
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- (4) 調査結果を市教委に報告
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置

※H29年3月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省)に沿って行う。

7 いじめが解消している状態の判断基準

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じ行われものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。(※1)ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

※1. 児童生徒が「解消」の判断をした月が基準月として3ヶ月とする。

3か月後も被害児童生徒及び保護者から「いじめの行為により苦痛を感じていないこと」を確認できた場合に、月例報告においても「解消」と報告する

8 その他

- ①いじめの防止等の対策のための組織の見直し

- ・教職員が抱え込まず、組織的に対応
- ・組織について、児童生徒保護者へ説明
- ・必要に応じて外部専門家等が参加

- ②未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

- ③早期発見・事案対処

- ・受付窓口、情報の収集と記録、共有、迅速な対応
- ・指導方針決定と保護者連携

- ④いじめ防止基本方針を学校だよりやホームページに掲載し、児童、保護者、関係諸機関等へ周知を図っていく。